

## 第3号 コンプライアンス・研究倫理規程

### 第1条(目的)

本規程は、研究活動におけるコンプライアンス及び研究倫理の確保を目的とする。

### 第2条(行動規範)

研究職員及び関連職員は、関係法令及び本館の規程を遵守し、公正な研究活動を行うとともに、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 公的研究費を適正に使用すること
- (2) 証憑書類を適切に管理すること
- (3) 不正行為の疑いを認識した場合は速やかに通報すること
- (4) 利益相反を適切に管理すること
- (5) 研究活動は、誠実性、透明性及び再現性を確保して行うこと
- (6) 研究活動にあたっては、必要に応じて対象者の同意を得るとともに、その文化的背景に十分配慮し、研究対象となる個人、集団及び文化の尊厳及び多様性を尊重し、不利益が生じないよう適切に取り扱うものとする。

### 第3条(不正行為の禁止)

捏造、改ざん、盗用及び研究費の不正使用その他の不正行為を禁止する。

### 第4条(教育)

- 1 当館は研究職員及び関連職員に対し、毎年度、e-learning 等により職務内容に応じたコンプライアンス及び研究倫理教育を受講させ、その受講状況を記録し、適切に管理するものとする。
- 2 研究職員及び関連職員は1に定める教育を受けるものとする。

### 第5条(誓約)

研究職員及び関連職員は誓約書を提出し、本規程の遵守を誓約する。

### 第6条(通報)

不正に関する相談窓口を設置し、未然防止を図る。研究職員及び関連職員は、不正行為の疑いを認識した場合は速やかに学芸主幹又は通報窓口に通報しなければならない。

### 第7条(利益相反)

- 1 研究職員及び関連職員は、利益相反がある場合は速やかに申告し、申告された利益相反については、学芸主幹が内容を確認し、必要に応じて是正措置を講ずる。

- 2 利益相反の申告内容は記録し、継続的に管理するものとする。
- 3 必要に応じて、第三者の意見を踏まえた審査を行うものとする。

#### 第8条(研究データの管理等)

- 1 研究データの管理にあたっては、研究対象となる個人、集団及び文化の特性及び文化的背景に配慮し、適切に保存及び利用するものとする。
- 2 研究活動により得られた研究データは、原則として当館において適切に最低 5 年間保存及び管理するものとする。
- 3 研究データの保存開示等の管理責任者は学芸主幹とし、研究職員は自らの研究データを適切に保存及び管理するものとする。
- 4 研究データの利用及び公開にあたっては、関係法令及び契約等を遵守するものとする。
- 5 研究データの知的財産権の帰属については、個別の契約又は関係規程に基づき、適切に取り扱うものとする。
- 6 研究データについては、必要に応じて開示するものとし、その取扱いは関係法令及び契約等に基づき適切に行うものとする。

附則 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 4 月10日から施行する。